

入札公告及び特記仕様書への「週休2日モデル工事」である旨の明示

1. 入札公告への明示

「週休2日モデル工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札公告
○. その他
(○) 本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）の対象工事である。
↑ <u>どちらかを記載すること</u>

2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示

「週休2日モデル工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。

15 「週休2日モデル工事」の適用の有無			
(1)「週休2日モデル工事」	◎ 対象	<input type="radio"/> 実施困難工事	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式について、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。
			実施困難工事 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
(2)「週休2日モデル工事」の型式	◎ 発注者 指定型	○ 受注者 希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。